

薬生食輸発0731第3号  
令和元年7月31日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(オーストラリア産アーモンド加工品のアフラトキシン及びトルコ産乾燥りんごのアフラトキシン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号（最終改正：令和元年7月29日付け薬生食輸発0729第1号）にて通知したところである。

今般、オーストラリア産アーモンド加工品及びトルコ産乾燥りんごのアフラトキシンが食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のオーストラリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を削除し、

2. 別添1のトルコの項中、

製品検査の対象 食品等	条件	検査の項目	試験品採取 の方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
乾燥りんご		総アフラトキシ ン（アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和）	別表2によ ること。	平成23年8月16日付け 食安発0816第2号「総 アフラトキシンの試 験法について」によ ること。	総アフラトキシ ンが10 μg/kgを 超えて含有して いるおそれがあ るため。

を削除する。